

「行政ニーズに対応した汎用性の高いドローンの利活用等に係る技術検討会」
規約

(名 称)

第1条 本会は、行政ニーズに対応した汎用性の高いドローンの利活用等に係る技術検討会（以下、「検討会」という）と称する。

(目 的)

第2条 ドローンの利活用に係る多種多様な国土交通行政におけるニーズを部局横断的にとりまとめ、直轄現場での実証フィールドの活用も含め、事業者のドローン開発の加速化を支援しつつ、業務執行上に必要となるドローンの早期実装や、安全かつ迅速な災害対応、平時における生産性の向上等を目指して、関係団体と行政機関、有識者も交えた情報共有・意見交換等を行う。

(検討事項)

第3条 検討会では、次に掲げる項目について検討を行う。ただし、必要があるとき
には、座長の了承を得て追加することができる。

- (1) 自主開発ドローンの現場実証
- (2) 多種多様な現存ドローンの機能検証、職員の習熟訓練
- (3) 行政ニーズに的確に対応した汎用性の高いドローン本体の標準的な性能規定化
- (4) 耐候性を有し、長時間航行や重量物の搬送が可能なドローンの開発・現場実証

(構成員)

第4条 検討会は、以下の構成員により組織する。

鈴木 真二 東京大学未来ビジョン研究センター特任教授

松尾 亜紀子 慶應義塾大学理工学部教授

一般社団法人 日本産業用無人航空機工業会

一般社団法人 日本ドローンコンソーシアム

日本無人機運行管理コンソーシアム

一般社団法人 日本物流団体連合会

一般社団法人 海洋調査協会

公益財団法人 鉄道総合技術研究所

一般社団法人 全国測量設計業協会連合会

公益財団法人 日本測量調査技術協会

大臣官房技術総括審議官

大臣官房技術審議官

大臣官房公共事業調査室長

総合政策局物流政策課長

水管理・国土保全局河川計画課長
道路局国道・技術課長
鉄道局技術企画課長
海事局検査測度課長
港湾局技術企画課長
大臣官房参事官（次世代航空モビリティ）
気象庁総務部企画課長
国土地理院企画部長
海上保安庁総務部情報通信課長
国土技術政策総合研究所副所長
国土技術政策総合研究所企画部長
国立研究開発法人 土木研究所理事
国立研究開発法人 海上・港湾・航空技術研究所理事
内閣官房小型無人機等対策推進室参事官
経済産業省次世代空モビリティ政策室長
総合政策局技術政策課長
大臣官房技術調査課長
その他検討会が必要と認める者

（座長）

第5条 検討会の座長は、大臣官房技術総括審議官とする。

- 2 座長がやむを得ずその職務を遂行できない場合は、あらかじめ座長の指名する構成員がその職務を代理する。

（検討会の運営）

第6条 検討会は、座長が招集する。

- 2 検討会の議長は、座長が務める。
- 3 座長は必要に応じ、第4条第1項に定める構成員以外の者の出席を求めることができる。
- 4 検討会は原則非公開とする。
- 5 検討会における事務局の資料及び議事要旨は原則として公表する。ただし、座長が特に必要と認めるときは、資料及び議事要旨の全部又は一部を公表しないものとすることができる。参加者から提出された資料については、参加者が認める場合を除いて、原則として非公表とする。

（秘密を守る義務）

第7条 第4条第1項に定める構成員及び第6条第3項に基づき出席した者は、第3条の検討を行う上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(検討会の事務局)

第8条 検討会の事務局は、国土交通省総合政策局技術政策課及び大臣官房技術調査課が務める。

附則

1 この規約は、令和3年10月21日から施行する。